

平成 30 年 3 月 19 日
(令和元年 6 月 20 日一部改正)
食品安全委員会事務局

農薬専門調査会の運営等について

食品安全委員会発足から約 15 年が経ち、農薬の評価に関する知見も積み重ねられている中、2021 年から再評価制度が開始予定であることも踏まえると、今後、農薬の評価がより一層効率的かつ効果的に行われることが課題である。

そのため、「農薬専門調査会幹事会及び評価部会の運営等について」（以下、「運営等について」という）に基づく調査会の運営等について、以下の見直しをお願いしたい。

○幹事会においては、当面以下のような横断的な事項について審議・検討する。

- ・再評価において必要な試験データの考え方
- ・農薬の食品健康影響評価に関する指針【運営等について 1. (2) 6) ①】
※これまで策定された各ガイダンスも指針の一部として位置づけ
- ・暫定基準が設定されている剤のうち、海外評価書しか存在しない場合の評価の考え方【同 1. (2) 5)】
- ・再評価制度導入における評価の進め方（評価書のあり方も含めて）
- ・その他、各部会共通検討事項等の整理・検討【同 1. (2) 2) 及び 6)】

○評価部会で審議された農薬については、幹事会においては、評価部会の判断を最大限尊重し、事実誤認や食品健康影響評価に関連する部分のみを審議する。【同 1. (2) 2)】

○重版剤については、評価部会、幹事会ともに、追加された試験に係る部分、急性参照用量（ARfD）が未設定のものについては ARfD に係る部分、ガイダンスが整備され新たに判断が必要な部分（暴露評価対象物質の設定、一日摂取許容量（ADI）の見直しにつながる肝肥大の取扱い等）を中心に審議する。

また、それ以外の御意見（食品健康影響評価に影響を及ぼさない修正、再評価時に留意すべき点等）は、審議当日は別紙として資料配布のみの対応とするが、議事録には残すこととする。